

(25) 金沢学院短期大学学友会選挙規則

第1章 総則

- 第1条 本規則は、新学期における学友会活動を円滑化し、完全な引継ぎを行うことを目的とする。
- 第2条 本選挙は、学友会会長、副会長、書記、会計（以下執行委員と略称する）および会計監事の選挙について適用する。
- 第3条 前条の定数は、本学学友会会則の定めるところによる。
- 第4条 選挙に関する管理事務は、選挙管理委員会が行う。
- 第5条 選挙管理委員会は、各クラスより1名ずつ選出された選挙管理委員によって組織される。
- 2 選挙管理委員の任期は、1カ年とする。
 - 3 選挙管理委員中より選挙管理委員長、書記おのおの1名互選する。
 - 4 選挙管理委員会の会議開催に当たっては、その委員の三分の二以上が出席しなければならない。
 - 5 各クラスは、学年始め2週間以内に選挙管理委員1名を選出する。

第2章 選挙権及び被選挙権

- 第6条 選挙権及び被選挙権は、本学学友会員がもつ。

第3章 選挙期日、公示および立候補受付

- 第7条 選挙は、役員の任期終了前4週間以内に行わねばならない。
- 第8条 選挙の公示は、任期終了前6週間以内に行わねばならない。
- 第9条 立候補受付は、公示と同時に開始する。

第4章 候補者

- 第10条 候補者は、選挙公示のあった日から1週間以内に選挙管理委員会に立候補届をしなければならない。
- 第11条 重複立候補および選挙管理委員の立候補は禁止する。

第5章 選挙運動

- 第12条 運動期間は、立候補の届出をした日から投票前日までとする。
- 第13条 選挙管理委員は、運動に参加してはならない。
- 第14条 ポスターは、1候補につき10枚を学生部および選挙管理委員会の許可を得て貼ることができる。
ただし、図書館、学生研究室、教室内、学外はこれを禁止する。
- 第15条 立会演説会は、選挙管理委員会が主催して開くことができる。
- 第16条 選挙管理委員会は、立候補者のクラス、氏名を記載した選挙公報を発行することができる。

第6章 投票

- 第17条 選挙は投票によって行う。
- 第18条 選挙は各会員につき1人1票とする。
- 第19条 投票には立会人を置く。
- 第20条 投票立会人は、1投票所に1名とし、選挙管理委員会の委員が兼ねる。
- 第21条 選挙管理委員会は、投票所および投票時間を決定し、これを投票日より3日以前に公示しなければならない。
- 第22条 投票用紙は、投票当日、投票所において、選挙人に交付しなければならない。
- 第23条 選挙人は、投票所において、投票用紙に記載してある各役員候補者の中から1名の氏名に○を付け、投票しなければならない。

第 24 条 投票所において、演説、討論、投票に関する協議、勧誘などをしてはならない。

第7章 開票

第 25 条 開票は、即日開票とし、各候補者が選定した各 1 名の開票立会人のもとに選挙管理委員会が行う。

第 26 条 次の場合、その投票は無効とする。

1. 正規の投票用紙を用いないもの
2. 役職に 2 名以上の○印をつけたもの
3. 白票
4. その他の場合には、開票立会人の意見を聞き、選挙管理委員会が指示する。

第 27 条 開票所参観は、選挙管理委員会の許可を必要とする。なお、その他の取り締まりについては、その都度選挙管理委員会が指示する。

第8章 当選者

第 28 条 会長は、有効投票数の最多数を得た者をもって当選者とする。

2 副会長、書記、会計及び会計監事は、同様に最多数得票者と次の者をもって当選者とする。

第 29 条 当選者が当選資格を喪失した場合は、次点者をもって第 28 条の承認により成立する。

附 則

本選挙法は、昭和 38 年 4 月 1 日より施行する。

本選挙規則は、昭和 47 年 6 月 16 日より施行する。

昭和 50 年 2 月 14 日 一部改正。